令和6年2月20日

第十期第1回中野区地域包括支援センター運営協議会

令和6年度中野区地域包括支援センター事業運営方針について

地域包括支援センターの運営については、公正・中立な立場から区市町村施策との一体性を保ちながら 運営していくことが求められている。

地域包括支援センターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合、効果的な運営が実現できないため、地域包括支援センター業務を委託するにあたって、運営方針を示している。

令和6年度中野区地域包括支援センター運営方針(案)について、主な改正点は次のとおりである。

令和6年度中野区地域包括支援センター運営方針新旧対照表

改正案 行 Ρ1 Ρ1 中野区地域包括支援センター運営方針(以下、「本運 1 目的 営方針」という。)は、地域の高齢者の心身の健康の 中野区の地域包括支援センター(以下「支援センター」 維持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと という。)は、地域の高齢者の心身の健康の維持、及び により、その保健・福祉・医療の向上及び増進を包括 生活の安定のために必要な援助を行うことにより、そ 的に援助・支援することを目的とする地域包括支援セ の保健・福祉・医療の向上及び増進を包括的に援助・ ンター(以下、「支援センター」という。)の運営にあた 支援することを目的とする。 り、受託者が遵守すべき基本的事項及び事業内容を 定めたものである。

P1

I 基本的事項

1 利用対象者

概ね65歳以上の高齢者並びにこれらの者の家族及びその他の介護者、**支援者(以下、「高齢者等」という。)**

なお、利用者負担は無料とする。

2 担当地域

別表1のとおり

<u>なお、担当地域外の高齢者等からの相談があった場合も一旦受け付け、当該地域の支援センターとの調整を行うものとする。</u>

3 **実施日等** ※別表2からの削除

(1)実施日·時間

月曜日~土曜日

実施時間 午前8時30分から午後5時まで

(2)休業日

日曜日

2 利用対象者

概ね65歳以上の高齢者並びにこれらの者の家族及びその他の介護者(以下「被保険者等」という。)

P5

9 利用料 無料とする。

3 管轄地域

別表1のとおり。原則として、管轄地域外の区民については軽易な相談のみ受けるものとする。

P5およびP7 別表2

7 事業実施日等

支援センターの事業の実施時間及び事業を実施しない日は、別表2に定めるとおりとする。

8 事業の実施時間外及び事業を実施しない日の体制

- ② 国民の祝日に関する法律 昭和23年法律第178 号に規定する休日
- ③ 1月2日及び同月3日
- ④ 12月29日から同月31日まで
- (3)実施時間外及び実施しない日の体制 実施時間外及び実施しない日においても、緊急時の 電話相談は受け付けるものとする。</u>緊急時の電話相 談に備え、あらかじめ関係各機関と協議し、連絡方法 その他必要な事項について定めておかなければなら ない。

前項の規定にかかわらず、支援センターにおける緊急時の電話相談は、事業の実施時間外及び事業を実施しない日においても受け付けるものとする。支援センターは緊急時の電話相談に備え、あらかじめ関係各機関と協議し、連絡方法その他必要な事項について定めておかなければならない。

P2

4 職員配置

(1)包括的支援事業担当者

「中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第12号)」に 基づく職員数を配置する。

- ① 保健師その他これに準ずる者1名、社会福祉士その他これに準ずる者1名、主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者1名<u>を、常勤で配置する。</u>
- ② ①に加え、支援センターが担当する区域における 第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上7,00 0人未満の場合には上記3職種のいずれか2名、おおむね7,000人以上の場合には上記職種のいずれか3名を、常勤で配置する。
- ③ また、上記の他、当該支援センターが担当する区域の実情に応じ区長が必要と認める時は、上記の配置する職員に加え、運営上必要な常勤の職員を置くものとする。
- (2)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)担当者

介護予防支援事業の業務量に見合った職員数を配置する。

(3)指定介護予防支援事業担当者

「中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第11号)」に基づく職員数を配置する。

(4) 兼務について

Ρ1

4 職員の配置

支援センターに次の職員を配置する。

なお、支援センター職員配置については、区が示す 地域包括支援センターの設置運営に関する基準を 遵守する。

(1)包括的支援事業担当者

保健師その他これに準ずる者1名、社会福祉士その他これに準ずる者1名、主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者1名、及び、左記3職種のいずれか1名を、常勤、専従で配置する。

職員の変更やこれ以外に職員を配置する場合は、 当該職員の履歴書を速やかに中野区地域包括ケア 推進課に届け出る。

- (2)介護予防・生活支援サービス事業担当者 介護予防支援事業の業務量に見合った職員数を配 置する。職員の変更やこれ以外に職員を配置する場 合は、当該職員の履歴書を速やかに中野区地域包 括ケア推進課に届け出る。
- (3)指定介護予防支援事業担当者

事業者の指定申請時に中野区へ提出した内容を遵守し、介護予防支援事業の業務量に見合った職員数を配置する。

職員の変更やこれ以外に職員を配置する場合は、 当該職員の履歴書を速やかに中野区介護・高齢者 支援課に届け出る。

(4)中野区における包括的支援事業担当者と介護

指定介護予防支援事業所の管理者(常勤換算0 1) に関しては、包括的支援事業を担当する職員が兼務 することが可能である。

なお、(1)~(3)の体制を満たした場合、包括的支援事業について、十分かつ適切に実施されていることを前提としたうえで、支援センター運営全般(包括的支援事業、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援事業)の安定を勘案し、業務間におけるチームアプローチの視点から、それぞれの事業担当者の兼務を可とし、密接な連携を図るものとする。

(5)従事者名簿等の提出

契約後速やかに、非常勤を含む全担当者の名簿及び 履歴書(資格要件が確認できるもの)を提出するこ と。受託期間中に担当者を変更した場合には、速やか に更新した名簿等を提出すること。

Р3

以下、「5 業務執行体制」「6 事業運営」に整理してまとめる。

5 業務執行体制

(1)受託者は、支援センター共通の課題について中野区とともに解決に向けて努力すること。

- (2)受託にあたっては、中野区の高齢者支援施策の 最前線を担うという自覚を持ち、公正・中立な事業運 営**に努めること。**
- (3)包括的支援事業担当者(三職種)は、支援センター実施中において相談支援業務等を実施できる体制の確保をすること。
- (4)日常生活圏域(別表2参照)ごとに行う地域包括 ケア関連の事業・会議等への出席要請があった場合 にはこれに応じ、また、地域の状況把握とともに、地域 の関係者との信頼関係構築に努めること。
- (5)<u>高齢者等</u>の各種の相談に適切に応じられるよう、 常に関係各機関との連絡を密にし、連携<u>を図ること。</u>
- (6)職員の資質の向上を図るため、職場研修等を実施するとともに、中野区が主催する研修会や情報交換会等に参加する。また、専門知識の習得や人材育

予防・生活支援サービス事業担当者と指定介護予 防支援事業担当者との兼務について

介護予防支援事業所の管理者(常勤換算0.1)に関しては、包括的支援事業を担当する職員が兼務することが可能である。

なお、(1)、(2)、(3)の体制を満たした場合、包括的 支援事業について、十分かつ適切に実施されている ことを前提としたうえで、地域包括支援センター運営 全般(包括的支援事業と介護予防・生活支援サービ ス事業と介護予防支援事業)の安定を勘案し、業務 間におけるチームアプローチの視点から、それぞれ の事業担当者の兼務を可とし、密接な連携を図るも のとする。

P4

6 留意事項

(1)受託法人は、支援センター運営に関するガイドラインを遵守すること。運営開始後、ガイドラインの内容に変更すべき箇所等が生じた場合は中野区と検討、協議を行い、運営協議会に諮るものとする。また、支援センター共通の課題については中野区とともに解決に向けて努力する。

(2)受託にあたっては、中野区の高齢者支援施策の最前線を担うという自覚を持ち、公正・中立な事業運営を行う。

(3)包括的支援事業担当者(三職種)は、支援センター実施時間中において相談支援業務等を実施できる体制の確保をする。

(5)保健・医療・福祉の連携を推進するため、生活圏域ごとに行う地域支えあい関連事業等に支援センター職員も構成員として参加する。

(7)被保険者等の各種の相談に適切に応じられるよう、常に関係各機関との連絡を密にし、連携しなければならない。

(4)職員の資質の向上を図るため、職場研修等を実施するとともに、中野区が主催する研修会や情報交

成を目的として、職員を専門分野研修会などへ参加させること。

6 事業運営

- (1)自己評価等の実施(第三者評価の受審など)により業務改善に取り組むこと。
- (2)委託期間開始・終了にあたっては円滑な引継ぎのための業務を行うこと。
- (3) 苦情については、真摯に受け止め、処理状況を報告すること。
- (4)事故・緊急時は、迅速、適正な処置を行い、必要な場合は中野区に<u>指示を求め、終了後は処理状況を</u>報告すること。
- (5)事務室等
- ①事務室については職員が事務を行なうことができ るスペースを確保する。
- ②相談室については地域包括支援センター内に相談室としてのスペースを確保する。
- (6) <u>支援センター間の情報共有や区との連絡・調整を</u> <u>目的とした担当者会に出席すること。</u>

(7)中野区地域包括支援センター運営協議会

- ①運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営 を行う。
- ②運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出する。
- ③運営協議会の求めに応じて、会議に出席する。

P4

7 事業報告

下記の事業報告については、区が指定した日時までに提出すること。

- (1)事業計画書及び収支予算書
- (2)事業報告書及び決算書

換会等に参加する。

(6)専門知識の習得や人材育成を目的として、職員を専門分野研修会などへ参加させる。

(9)事業の自己評価等の実施(第三者評価の受審など)により事業改善に取り組む。

(11)委託期間開始・終了にあたっては円滑な引継ぎのための業務を行う。

(12)苦情については、真摯に受け止め、処理状況を報告する。

(13)事故・緊急時は、迅速、適正な処置を行い、必要な場合は中野区に報告し、指示を求める。

また、処理状況を報告する。

(14)事務室等

- ①事務室については常時3名程度の職員が事務を 行なうことができるスペースを確保する。
- ②相談室については地域包括支援センター内に相談室としてのスペースを確保する。

(8)国や東京都、中野区から示す政省令や通知、業務マニュアル等を遵守し事業を行う。

(15)支援センターは、共通の認識や課題意識を持ち、中野区地域包括ケア推進課を中心に、問題の解決やマニュアル等の作成について協議し、検討を行う。(16)システム使用と個人情報の取り扱いについては、別紙1のとおり行う。

(17)その他、区長が必要と認める事項。

P4

- 5 事業内容
- (1) 包括的支援事業
- ⑨ 運営協議会への支援センターの業務についての報告は、地域包括ケア推進課をとおしておこなう。
- i 運営協議会での協議内容、決定事項に沿った 運営を行う。
- ii 運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出 する。

 $P4\sim5$

- 6 留意事項
- (10)次の事業報告を行う
- ①事業計画書及び収支予算書
- ②事業報告書及び決算書
- ③地域包括支援センター運営協議会への事業実施

- (3)地域包括支援センター運営協議会への事業実施 状況報告
- (4)運営委託費確認書(地域支援事業交付金)

P4

8 経理

4(44)の規定により包括的支援事業を担当者が、介護予防・生活支援サービス事業または介護予防支援事業を兼務した場合、兼務に係る人件費等は運営委託料には含まない。運営委託料とは経理を明確に区分し、会計経理を行うものとする当該金額は「運営委託費確認書(地域支援事業交付金)」により報告し、契約終了後1 か月以内に返還すること。

参考:「地域包括支援センターの運営費に関する地域 支援事業交付金の算定方法について」(平成28年11 月29日 老振発1129第2号)

P4

9 個人情報の保護

この事業の実施に際しては、**個人情報の保護法等を 遵守すること。** 状況報告

④運営委託費確認書(地域支援事業交付金)

P5

10 経理

この包括的支援事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分し、会計経理を行うものとする。

P6

11 個人情報の保護

この事業の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律等に規定する以下の条件を遵守する。

- (1)個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- (2)委託事務以外の利用の禁止
- (3)第三者への提供の禁止
- (4)複写の禁止
- (5)提供資料の返還又は廃棄の義務
- (6)個人情報の管理に関する区の検査に応じる義務
- (7)事故報告義務
- (8)再委託の禁止
- (9)条件に違反した場合の契約解除に関すること及び損害賠償に関すること。
- (10)その他個人情報の保護に関し必要な事項

P5

Ⅱ 事業内容

- 1 包括的支援事業
- (1)基本業務

①総合相談支援業務

(介護保険法第115条の45第2項第1号)

高齢者等に対する相談支援業務を行う。

- ア 相談援助台帳の整備(中野区要支援者台帳情報システムを含む)
- イ 高齢者にかかる区のサービスについての情報提供
- ウ 介護予防に関する相談、指導、助言

P2

- 5 事業内容
- (1)包括的支援事業
- ②被保険者等に対する相談支援業務を行う。(介護保険法第115条の45第2項第1号)
- i 相談援助台帳の整備(中野区要支援者台帳情報システムを含む)
- ii 高齢者(介護保険対象外)にかかる区のサービスについての情報提供
- iii 介護予防に関する相談、指導、助言
- iv 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、

エ 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整

②権利擁護業務

(介護保険法第115条の45第2項第2号)

高齢者等に対する権利擁護業務を行う。権利擁護事業相談・支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用する**こと。**

ア 成年後見制度の利用に関する相談

▶本人・家族からの相談や実態把握によって、その高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見制度の利用について検討する。

➤地域のネットワークの中で、区等と連携して支援する必要がある場合は、権利擁護に関するケース検討会議を開催する。

➤より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、 社会福祉協議会の権利擁護事業(成年後見支援セン ター、アシストなかの)に相談し、必要に応じて連携す る。

▶中野区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度 (法定後見・任意後見)を普及させるための広報や 説明会の取り組みを行う。

イ 消費者被害の防止

➤消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に 消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防 止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行 う。

→消費者被害に関する相談を聞き取り、被害に遭った高齢者の被害回復および再発防止のために警察・ 消費生活センター・弁護士等につなげる等の支援を 行うこと。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(介護保険法第115条の45第2項第3号)

高齢者等に対する長期継続的なケアマネジメントの 後方支援を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント支援

➤ケアプランに関わる日常的、個別的な相談について 支援を行う。

▶サービス担当者会議の開催支援を行う。

イ 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専

関係機関との連絡調整

③被保険者等に対する権利擁護業務を行う。(介護保険法第115条の45第2項第2号)

iv 権利擁護事業相談・支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用する。

i 成年後見制度の利用に関する相談について ア 本人・家族からの相談や実態把握によって、その 高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見 制度の利用について検討する。

イ 地域のネットワークの中で、区等と連携して支援 する必要がある場合は、権利擁護に関するケース検 討会議を開催する。

ウ より専門的な助言や技術的支援が必要な場合 は、社会福祉協議会の権利擁護事業に引き継ぐ。

エ 中野区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度(法定後見・任意後見)を普及させるための広報や説明会の取り組みを行う。

ii 虐待が疑われるケースについての相談について ア 虐待が疑われるケースの通報があった場合は、 慎重に調査を行い、実態把握に努める。

イ 立ち入り調査や措置が必要と思われる場合は中 野区福祉推進課と連携して支援を行う。

iii 消費者被害の防止

ア 消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行う。

イ 消費者被害に関する相談を聞き取り、被害に遭った高齢者の被害回復および再発防止のために警察・消費生活センター・弁護士等に弁護士等につなげる等の支援を行うこと。

④被保険者に対する長期継続的なケアマネジメント の後方支援を行う。(介護保険法第115条の45第2 項第3号)

i 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。

ア ケアプランに関わる日常的、個別的な相談について支援を行う。

イ サービス担当者会議の開催支援を行う。

ii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援

門員に対する支援

- ▶地域の介護支援専門員が持つ支援困難ケースに 指導、助言を行う。
- ➤担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専 門員との情報交換及び日常的な連絡調整を行う。
- ➤地域での介護支援専門員のネットワークを構築する。

④介護予防ケアマネジメント

(第1号介護予防支援事業)

居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画に係る介護予防支援を受けている者を除く。)に対する介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を行う。(介護保険法第115条の45第1項第11号二)

- ア 要支援者及び事業対象者(以下「要支援者等」という)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。
- イ <u>適切なアセスメントの実施により、要支援者等の状況を踏まえた</u>目標を設定し、<u>要支援者等本人がそれを理解した上で、</u>その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよ
- う、<u>具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の</u> 利用について検討し、ケアプランを作成すること。
- ウ ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活 支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や 地域の社会資源を活用して、**要支援者等**が無理な く、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を 達成できるよう**努めること。**
- エ 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを 行い、**要支援者等**の気持ちに寄り添いながら、次の 段階に進めるよう支援を行うこと。
- オ ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部 委託にあたっては、公正でスムーズな委託に**努めるこ** と。ただし、委託できるケアマネジメントは、原則的な ケアマネジメントに限る。

専門員に対する支援を行う。

- ア 地域の介護支援専門員が持つ支援困難ケース に指導、助言を行う。
- iii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援 専門員との情報交換及び日常的な連絡調整を行 う。
- ア 地域でのケアマネジャーのネットワークを構築する。

P2

- 5 事業内容
- (1)包括的支援事業
- ①被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント(介護保険法第115条の45第1項第1号ニの規定により実施する事業)を行う。
- i 介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメントを行うにあたっては、基本チェックリストの結果を踏まえて、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成につとめる。

- ii 高齢者の状態にあった具体的な目標を設定し、 高齢者自身がそれを理解したうえで、その達成のた めに必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成 に取り組んでいけるようプランを策定する。
- iii ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、高齢者が無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるようつとめる。
- iv 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う。
- v ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託につとめる。ただし、委託できるケアマネジメントは、原則的なケアマネジメントに限る。
- vi 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等の変更が 生じた場合は速やかに中野区との協定を変更する

カ 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について(令和44年99月1313日老認発09130913第22号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知))及び中野区総合事業対応手順書・介護予防ケアマネジメントの手引きを参考とする。

P7

(2)関連業務

①認知症の人および家族への支援業務

ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と 連携を取りながら継続的な支援を行う。なお、若年性 認知症の人への支援については、若年性認知症相談 窓口(地域包括ケア推進課)と連携を取ること。

- イより専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、 認知症初期集中支援チーム等を活用し、支援を行 う。
- ウ 地域住民や関係機関等に対して、認知症サポータ ー養成講座や認知症予防講演会等の実施を通じて、 認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行う。

② 在字療養者への支援

- ア 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口(地域包括ケア推進課)や関係機関と連携をとり、 適切な支援につなげる。
- イ 地域住民や関係機関等に対して、区と協力して、 在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ウ 在宅医療介護連携を推進するため、在宅療養を 支える多職種間のコミュニケーションツールである医 療介護情報連携ICTシステムを活用すること。システ ムは、区が指定するものを使用すること。

③高齢者等の情報収集及び多職種協働による地域 包括支援ネットワークの構築

- ア 情報が寄せられやすい、信頼の置ける身近な支援センターを構築する。
- イ **高齢者通いの場等に出向き、**虚弱高齢者情報等 を積極的に収集する。

ものとする。

vii 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知)及び中野区総合事業対応手順書を参考とする。

Р3

- 5 事業内容
- (1)包括的支援事業
- ⑤認知症の人および家族への支援業務を行う。
- i 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関 と連携を取りながら継続的な支援を行う。なお、若 年性認知症の人への支援については、若年性認知 症相談窓口と連携を取ること。
- ii より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チーム等を活用し、支援を 行う。
- iii 地域住民や関係機関等に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行う。
- ⑥在宅療養者への支援
- i 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談 窓口や関係機関と連携をとり、適切な支援につなげ る。
- ii 地域住民や関係機関等に対して、区と協力して、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- iii 在宅医療介護連携を推進するため、在宅療養を支える多職種間のコミュニケーションツールである 医療介護情報連携ICTシステムを活用すること。システムは、区が指定するものを使用すること。
- ⑦上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者 等の実態把握を行う
- i 地域のネットワークを活用した、積極的な情報収集を行う。
- ii 情報が寄せられやすい、信頼の置ける身近な支援センターを構築する。
- iii 虚弱高齢者を早期発見、早期対応するために、 高齢者会館、まちなかサロン等に出向き、積極的に 情報収集を行うとともに、個別の相談に応じ、基本 チェックリストを実施する。

- ウ 地域のネットワークを活用し、既存の社会資源や ニーズを把握した上で、必要に応じ地域の社会資源 マップとリストを作成する。
- エ 地域包括支援ネットワークの構築、再構築を行 い、ニーズに基づいて必要な連絡調整を行う。

オ ネットワークの維持・発展のため、目的を確認しな がらコーディネイトを行う。

カ ネットワーク強化に向けた取り組みとして区が開 催する各種会議や講演会に構成員として参加する。 構築や活用を積極的に行う。 i 地域のネットワークを構築するために、既存の社

⑧上記の業務を実施する上で地域のネットワークの

会資源やニーズを把握する。

ii その作業を行うなかで、地域の社会資源マップ とリストを作成する。

iii ネットワークの構築、再構築を行い、ニーズに基 づいて必要な連絡調整を行う。

v ネットワークの維持・発展のために、目的を確認 しながらコーディネイトを行う。

iv ネットワーク強化に向けた取り組みとして区が開 催する各種会議や講演会に構成員として参加する。

P8

2 指定介護予防支援(介護保険法第115条の22に より実施する事業)

「中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例(平成27年条例第11号)」に基づき実施する。

P4

(3)介護保険法第115条の22の規定により実施す る事業

①被保険者に対する予防給付に関するケアマネジメ ントを行う。

i 予防給付に関するケアマネジメントを行うにあた っては、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの 作成につとめる。

ii 高齢者の状態にあった具体的な目標を設定し、 その達成のためのプランを策定する。

iii ケアプランの作成に関しては、予防給付のみなら ず、地域支援事業や地域の社会事業を活用し高齢 者が無理なく、地域にとけこみながら目標を達成で きるようつとめる。

iv 定期的に目標の達成度についての評価、見直し を行い、高齢者の気持ちに寄り添いなから、次の段 階に進めるよう支援を行う。

v ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一 部委託にあたっては、公正でスムーズな委託につと める

vi 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業 者の指定に関する協定について、内容等の変 更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更 するものとする。

Р8

3 その他業務

(1)養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対 する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援 等に関する法律(以下「法」という。)に基づく委託業 務(法第17条)

Ρ4

5 事業内容

(2)養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対す る支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援 等に関する法律(以下「法」という。)に基づく委託業 務(法第17条)

- ①高齢者及び養護者への相談・指導及び助言を行う(法第6条)
- ②通報・届け出の受理をする(法第7条、8条)
- ③高齢者の安全の確認その他の事実確認をする (法第9条第1項)
- ④養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施する(法第14条)
- ⑤第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をする(法第27条) 具体的な実施方法は、『中野区高齢者虐待対応マニュアル』を参照。

(2) 在宅福祉事業事務

①自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者 について実態調査及び書類等作成する。

報告先:中野区介護・高齢者支援課

②区からの依頼に基づき、区在宅福祉サービスの 受給者等について、現在の状況を調査し、実態を 把握**する。**

報告先:中野区介護·高齢者支援課

③援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務等の必要が生じた場合は、管理者の判断に基づき、必要な業務を行う。

報告先:中野区地域包括ケア推進課

④中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査 を実施**する。**

報告先:中野区地域活動推進課

P9~10 別表1および別表2 一部修正

- ①高齢者及び養護者への相談・指導及び助言を行う(法第6条)
- ②通報・届け出の受理をする(法第7条、8条)
- ③高齢者の安全の確認その他の事実確認をする (法第9条第1項)
- ④養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施する(法第14条)
- ⑤第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をする(法第27条) 具体的な実施方法は、『中野区高齢者虐待対応マニュアル』を参照。

(4)在宅福祉事業事務

- ①自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者に ついて実態調査を行い、理由書類等の作成を行な う。
- ②区からの依頼に基づき、区在宅福祉サービスの受給者等について、現在の状況を調査し,実態を把握した結果を中野区担当課に報告する。
- ③援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務等の必要が生じた場合は、管理者の判断に基づき、必要な業務を行う。なお、当該業務を実施した場合は、中野区地域包括ケア推進課に必ず報告する。
- ④ 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査の実施。

P7 別表1および別表2